

始まります!!

マイナンバー制度

平成27年10月から順次

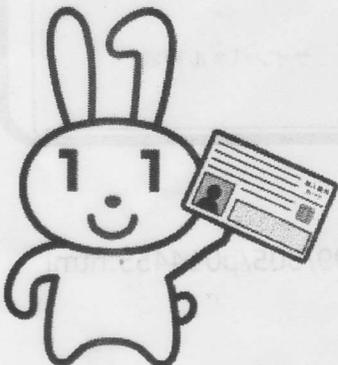
住民票を有する全ての方に、マイナンバー（12桁）
が記載された「通知カード」が簡易書留で届きます。

重要

マイナンバーは、生涯変更されず、
今後の行政手続きで必要となってくるため、
通知カードは大切に保管してください。

平成28年1月から 社会保障・税の手続き に
マイナンバーが必要になります。

※詳しくは広報まえばし10月1日号に掲載します。



【コールセンターのご案内（内閣府）】

内閣府では社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関するお問合せのためのコールセンターを開設しています。

日本語窓口：0570-20-0178

外国語窓口：0570-20-0291（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）

土日祝日、年末年始を除く9時30分～17時30分 ※ナビダイヤル通話料

始まります!!

マイナンバー制度

平成27年10月から順次

住民票を有する全ての方に、マイナンバー（12桁）
が記載された「通知カード」が簡易書留で届きます。

重要

マイナンバーは、生涯変更されず、
今後の行政手続きで必要となってくるため、
通知カードは大切に保管してください。

平成28年1月から 社会保障・税の手続き に
マイナンバーが必要になります。

※詳しくは広報まえばし10月1日号に掲載します。



【コールセンターのご案内（内閣府）】

内閣府では社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関するお問合せのためのコールセンターを開設しています。

日本語窓口：0570-20-0178

外国語窓口：0570-20-0291（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）

土日祝日、年末年始を除く9時30分～17時30分 ※ナビダイヤル通話料